

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	<p>スポーツ施設の特別の設備</p> <p>堺市荒山テニスコート、堺市陶器スポーツ広場（陶器野球場・陶器テニスコート）、堺市美原多治井運動広場（多治井運動場・多治井テニスコート・多治井自由広場）、堺市美原みの池運動広場（みの池野球場・みの池テニスコート・みの池自由広場）、堺市美原さつき野運動広場（さつき野野球場・さつき野テニスコート・さつき野自由広場）、堺市みなと堺グリーンひろば（運動ひろば野球場・芝生ひろば運動場・憩いのひろば・硬式野球場）</p>	
根拠条例等・条項	堺市スポーツ施設条例 第6条	
所 管 課	文化観光局 スポーツ 部 スポーツ施設課	
審 査 基 準	<p>（根拠条文）</p> <p>使用者は、スポーツ施設を使用するに当たり、特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない</p> <p>2 市長は、スポーツ施設の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し特別の設備を設けることを命ずることができる。</p> <p>3 前2項の規定により設けた設備は、使用の許可の期限までに使用者の負担において撤去し、原状に回復しなければならない。</p> <p>4 市長は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	設定できない
	標準処理期間を設定できない理由	個々の申請ごとに内容が異なるため